

第 119 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 119 回
食料・農業・農村政策審議会 企画部会

日時：令和 7 年 3 月 21 日（金）13：30～15：24

会場：農林水産省 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開 会
2. 食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討
(食料・農業・農村基本計画本文(案))
3. 令和 6 年度食料・農業・農村白書概要（案）
4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

- | | |
|--------|---------------------------|
| 資料 1 | 食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿 |
| 資料 2 | 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント |
| 資料 3 | 新たな食料・農業・農村基本計画における目標・KPI |
| 資料 4 | 食料・農業・農村基本計画（案） |
| 資料 5 | 令和 6 年度食料・農業・農村白書概要（案） |
| 参考資料 1 | 我が国の食料安全保障をめぐる情勢 |

参考資料 2 食料・農業・農村基本法 改正のポイント

参考資料 3 食料・農業・農村基本法

午後1時30分 開会

○大臣官房参事官 それでは定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日も御多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、浅井委員、磯崎委員、竹下委員、友實委員、二村委員、堀切委員、山野委員が所用により御欠席となっております。また、宮島委員、齋藤委員は遅れて御出席予定でございます。

現時点で、企画部会の委員の出席者は13名であり、食料・農業・農村政策審議会令の第8条の第1項及び第3項の規定による定足数3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様方には公表する前に内容の確認をいただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の議題は、前回の企画部会で御議論いただきました食料・農業・農村基本計画の本文（案）、併せて令和6年度白書の概要（案）となっております。

それでは、この後の司会の中嶋部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。いよいよ、本日は第11回目の議論となります。委員の皆様におかれましては、本日もどうぞよろしくお願いいたします。審議会は15時30分まで開催する予定です。

それでは、議題に早速入りたいと思います。

まずは、食料・農業・農村基本計画についてです。

基本計画の本文（案）について、前回の企画部会で御議論いただき、御意見を受けて修正した内容について事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○政策課長 政策課長の河村でございます。

前回、3月14日の企画部会のときに、今、座長からお話がございましたが、本文（案）で御意見をいただきましたところにつきまして、修正箇所、橙色に塗ってございますので、ページごとに確認させていただきたいと思っております。

まずは、2ページ目をお開きいただければと思います。

2ページ目でございますけれども、中嶋部会長から基本計画で基本的に中長期の課題を整理するものだけでも、毎年の課題をどう解決するのかということも、構造改革に向けて頑張っていないといけないという話をしっかりと書き込むように、というお話がございましたので、2ページの橙色のところでございますが、「また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があっても対応し得る構造にするため」ということを追記させていただいております。

続きまして、3ページ目をお開きいただければと思います。

赤松委員から、基本法に5つの基本理念というのを定めておりますけれども、それと今回の5つのテーマの関係性とか、そうしたテーマを設定した背景について、しっかりと明らかにするようにという話でございましたので、3ページ目で修正をさせていただいております。上の冒頭の部分でございますが、改正基本法においては、ということで基本理念を3行で書かせていただきまして、また基本計画におきましては、この実現を図るのに基本となる食料・農業・農村の各分野において、ということで整理させていただいたところでございます。

続いて、小針委員からでございますが、このページの本文（案）の部分で、国内の農業生産の増大のためという、今、これは文章があれですけれども、食料の自給力を確保するとかという流れの部分に違和感があるというお話と、生産性とか労働生産性の向上の部分から食料自給力を確保するという部分の流れに違和感を感じているというお話をいただきましたので、文言の工夫をさせていただいております。

具体的には3ページ目の真ん中のところでございますけれども、見込まれることに加え、ということで、農地、人とか生産、資源というのを確保して、農業構造への転換のお話ですとか、などを通じて農業経営の収益力を高め、みたいなどの修正をさせていただいているところでございます。

続いて、同じページのその下の部分でございますが、二村委員から輸出の部分との関係で、もし輸出で儲かるなら、全量輸出してしまっても国内にとどまらないのではないかとということで、そういう意味で消費者が不安に思うところなので、海外から稼ぐ力の強化の結果として、国内の農業が強化されるというようにつながるような文章を足してくれというお話をいただきましたので、3ページ目の真ん中のところでございますが、「国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで」ということを加えさせていただきました。

続いて、4ページ目をお開きいただければと思います。

赤松委員の方から、5までのテーマに加えまして、6番目のテーマとして国民理解の醸成、そして7番目のテーマとして自然災害の対応というのを位置付けておりましたが、ここの部分には5つのテーマまでしか書いてなかったもので、ちゃんとその6と7の話もしっかり触れるようにという御指摘がございましたので、4ページ目のこの2つの部分でございますが、「あわせて」の部分がテーマ6の部分。そして、「近年」の部分がテーマ7の部分ということで、それぞれ追記をさせていただいております。

続いて、同じページでございますが、中嶋部会長から食料安全保障の課題というのをどう克服する

のかという中で、最も大事なポイントというのが、消費者の方、国民の皆様の御理解があって政策がうまく駆動していくということを理解していることと、消費者の方の信頼を得て共に歩んでいくということが重要なので、そういうことも書き加えるようにということがございましたので、今の「あわせて」の部分に、「これらの施策の推進のためには、消費者、国民の理解を得て、共に歩んでいくということが重要である」というようなことを追記させていただいております。

続きまして、ページが飛びますが、102ページ目をお開きいただければと思います。

大津委員の方から、再生可能エネルギーの利用促進の部分の中に、バイオガスとかバイオマスとか小型風力とかの文言が入っていないという御指摘をいただきましたので、102ページ目の真ん中辺でございしますが、「太陽光やバイオガス等」という文言を付け加えさせていただいております。

また、続きまして、104ページ目になりますけれども、これも大津委員からＪークレジットの取組拡大に「バイオ炭」もちゃんと入れてくれというお話も頂戴しましたので、104ページ目にその旨追記をさせていただいております。

続いて、また少しページが飛びますが、118ページを御覧いただければと思います。

118ページの下の部分でございしますが、大橋委員から食料システムの関係者の連携を通じて一人一人の食料安全保障確保をどう達成するのかということで、我々の文章の中では国民理解というのが生産現場と消費者をつなぐという部分しか書いていないので、実は距離を縮める上では食品産業とか流通の役割というのが重要で、そういうこともしっかりと、記載が薄いので書き込むようにという御指摘をいただきましたので、118ページの下の部分でございしますが、食料システムにおける食品産業の位置付けをしっかりと書かせていただいた上で、結び付いていないために食品産業の話も含めてしっかりと対応を進めていくというような規定を、118ページから119ページにかけて書かせていただいております。

続いて、また少し飛びますが、130ページ目を御覧いただければと思います。

下の部分でございしますが、これも中嶋部会長から食品アクセスとか、食育の推進の記載がちょっと、1の（１）の下のところには書いてあったわけですが、そこに書くと位置が不適當ではないかという御指摘をいただいて、①から④の下の部分に移動してもいいのではないかと御指摘をいただきましたので、「また、」以下を130ページの下の部分に移動して記載をさせていただきました。

最後の部分でございしますが、次の131ページ目になります。

これも中嶋部会長から、団体の役割・取組という部分でございしますが、基本法の中で新たに団体の努力という新しい項目を作って団体の範囲を広げたので、そこまで言及されてないので、そういうことも含めてしっかりと言及した方がいいのではないかと御指摘も頂戴しましたので、131ページの

ところでございますが、改正基本法の基本理念から団体の役割が重要になってきている旨、そして幅広い対応が必要だということを書かせていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思います。

それでは、事務局からの説明を踏まえて、確認事項等がある委員におかれましては、御発言をいただきたいと思います。

なお、本日御欠席の山野委員からは意見書が提出されておりますので、御確認ください。

それでは、いかがでしょうか。

それでは、赤松委員お願いいたします。

○赤松委員　御説明いただき、どうもありがとうございました。また、意見を反映していただき、ありがとうございます。

スライドのポンチ絵の方の修正はあったのでしょうか。もし、ありましたら御説明いただきたいと思います。

○政策課長　修正は委員の先生からの御指摘を踏まえてということではなくて、ほかの方の修正が中心になっておりますけれども、まず資料2のところで、農業の持続的な発展という緑色の部分のところでございますけれども、3つ目のポツでございしますが、農地というところの横に、水ということを書かせていただいております。水路とかそういうものがあって初めて農地が生きてくるもので、農地のほかに水もしっかり確保するということをしっかりと位置付けるべきではないかという御指摘を踏まえて入れているところでございます。

あとはこの資料での修正は今の部分だけでございまして、資料3の目標KPIにつきましては、「主な」ということを一番上の表題のところに書かせていただいております。その2点が修正した部分でございます。

○赤松委員　ありがとうございました。たしかこの間、私が全部が載っていないのではないかとこのことを発言したので、その点について、「主な」というのを付けていただいたということですね。やはり皆さんには本文の方をしっかりと読んでいただきたいので、その修正は結構かと思います。

1点、教えていただきたいのですけれども、資料2の方の一番下に、国民理解の醸成が入っているのですが、ここに自然災害は入れなくてよろしいのでしょうか。

○政策課長　一応、これも国民理解の醸成のところが重要なところだったので、ここをちょっと書かせていただいて、その6と7の部分については、概要のところには入れていなくて、この紙自体が新

たな食料・農業・農村基本計画のポイントということにさせていただいております。宮島委員からも全部網羅的に書くとなかなかごちゃごちゃしてしまって分かりにくいというお話もあったので、ポイントの中では国民理解の醸成の部分を書かせていただいたということでございます。

○赤松委員 その方が重要だということですね。

○政策課長 はい。

○赤松委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○中嶋部会長 それでは、ほかにいかがでございましょうか。

大津委員、お願いいたします。

○大津委員 毎度のことですが、お仕事とはいえ、大変に煩雑でかつデリケートな基本計画の策定に従事されている皆様の多大なる御尽力に感謝いたします。意見を反映していただいたことにも感謝を申し上げます。

今回の基本計画につきましては、ほとんど既に議論を尽くしてまいりましたので、特に指摘事項としてはありません。この後、議論になる白書に関しても私は部会のメンバーとして議論に参加してきましたので、特に申し上げることはないと思っています。

農林水産省の基本計画策定というものに、私が関与できるのは今回が多分最初で最後かと思いますので、今回の計画には盛り込まれないとしても、今後の国の方針として是非とも計画レベルに落としていただきたい点について2つほど発言させていただきます。

1つは生物多様性についてです。20ページ目の目標の中に、生物多様性の保全を項目として追加していただいたことについて、ありがとうございました。

その一方で、生物多様性の保全に関する数値目標は、今回は設置に至りませんでした。生物多様性条約で決議された国際的な目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組に合わせ、2030年までに農地の生物多様性の損失をくい止めるということを目標に加えることが理想でありましたが、先日の事務局からの御回答では現状では調査や評価する仕組みが足りないとのことでした。

それでしたら、できるだけ早く農地の生物多様性について、モニタリングできる方法とその評価を実施する体制を整備して、2030年までに評価ができる体制を整えていただければと思います。

その際、特に既存の2つの仕組みを改善することが有効かと思います。

1つ目は、田んぼの生き物調査で、2001年から2009年まで全国の水田の生物多様性モニタリングとして実施され、その結果が評価に活用されていたものですが、現在は行われていないとのこと。私の圃場でもこの調査を行いました、大変意義あるものだったと思っています。この調査は是非復活させていただきたいと思っています。

2つ目は、多面的機能支払交付金に基づく生物調査です。こちらは全国約3,500団体が参加して、毎年実施されているとのことで、この結果は多面的機能支払交付金の評価にだけ使うのはもったいないので、幅広く活用できれば実測に基づく評価が可能になっていくのではないかと思います。

民間企業が開発したバイオームやiNaturalistのような画像解析とAIを使ったアプリによって専門家を呼ばなくても生物多様性調査ができる社会インフラが整ってきていますので、せっかくみどり戦略の中で、温暖化防止と並んで生物多様性の保全を目指しているわけですから、国際目標への批准に向けて計画をバージョンアップしていただければと思います。

2点目は、若干苦情というか苦言というか、残念だなと思っていることなのですが、多様な人材や次世代へのアプローチ方法についてです。

農業法人協会さんによる農業インターンシップ制度がこの3月で終了しました。協会に問い合わせたところ、農林水産省からの補助事業として運営を行ってきたが、予算が確保されなかったため、運営方法を検討したが、次年度は募集は行わないとの回答でした。

この制度は社会人や学生さんなどが気軽に参加できるインターンシップの機会を提供してきたもので、農林水産省としては費用対効果が低いと感じられたのかもしれないのですが、体験者が直接就農に至らずとも農業を少しでも身近に感じてもらえる大変意義深い制度だったと思っています。

学校単位の農業体験だと、どうしても基本的にやらされる体験になってしまいますので、興味を持った人がまず農業を体験できるインターンシップ制度の復活を是非よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今日はそれぞれ発言の後に御回答いただきたいと思うのですが、生物多様性の問題に関して、これはどちらから御回答いただけますか。

○農林水産技術会議事務局長 技術総括審議官でございます。いつもありがとうございます。

1点目の生物多様性の関係でございますけれども、具体的な御提案までいただきましてありがとうございます。おっしゃったように今後の課題として我々は内部で検討を進めてまいりたいと思いますので、引き続きいろいろな場を通じて御意見をいただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、続いてインターンシップのお話は経営局の方からお願いいたします。

○経営局長 ちょっと詳細を確認させていただければと思います。基本的にこの担当している課というのは新規就農であるとか、あと近年だと農業高校、農業大学校とか設備の老朽化も非常に進んでいるということで、非常に予算のニーズが高いという中で、優先的なところを割り振りながら修正して

いったということだと思いますけれども、そういう要望を踏まえてどういう経緯で、ただインターンシップは別に国の需要がなくても本来はできると思いますので、そのあたりの実行についてもちょっと中で検討させていただければと思います。

○中嶋部会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、続いて齋藤委員がオンラインで手を挙げていただいていますので、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員　齋藤でございます。説明、ありがとうございました。

私の方からは2点です。57ページの共同利用施設の合理化というところがありますけれども、そちらの方は私の近所でも全国的に、特にカントリーエレベーター、共同乾燥調製施設なのですけれども、昭和時代の建設物でもうほぼ老朽化して、新築しないと無理という状況でございますが、はっきり言えば稼働率もどんどん落ちてきているというのが実情です。

そして、規模の小さい人たちがしっかりうまく調製できる共同乾燥施設としてはいいのですけれども、規模の大きい人に田んぼがどんどん、今現在移っております。そちらの方からはっきり言えば貸しはがしみたいに仕事が取られているような状況なので、多分全国でカントリーエレベーター、ライスセンターの新築という要望がたくさん上がってきているのではないかと思いますけれども、これは今までみたいに2、3haの人たちがたくさんいて生産しているときの効率のいい乾燥・調製方法だと思います。

現在はもう100町歩の人たちがたくさん出てきている状況でして、自社でやるのがまず基本なのですけれども、もう1つが集まり過ぎて、乾燥・調製が間に合わないという、そういう状況があります。

何を言いたいかというと、今まで行政からの補助によって運営している乾燥・調製という、農業者がするというイメージでやりましたけれども、海外はほぼ全てが、例えば専門農協の資産で最後の米の売りまでそちらの方から出しているRPC方式とかは、民間が乾燥・調製を担うということは当たり前ですし、当然これからも日本の米は集約がどんどん進んでくるはずなので、農業以外の周辺業者たちが逆に農業界の乾燥・調製・集荷まで入れられるようなそういう合理的な共同利用施設みたいなことを検討してもよいのではないかと、そういう提案でございます。

2つ目が、78ページの不測時における食料供給というところで、今正に、非常にお米の生産意欲が出てきていますけれども、種がなくて作れないというような状況が各県で見受けられます。不測時には本当に天候の不順か何かで増産すべき事案があって、政府から協力を要請されるという状況だと思いますけれども、そのときに種がないとどうしようもないので、そういう場合はそれこそカントリーエレベーターの種子を、こちらの地方でも種子協会の種子の発芽特性が悪いというようなときは、準

種子としてカントリーの集荷したものを使わせてもらうということは多々ありますので、何か法律で種子の安定供給みたいなものを担保していただければ、我々生産者としても生産協力にスムーズに移行できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それぞれ記載事項の運用に關しての非常に貴重な御意見をいただいたと思ひますが、この件に關して担当部署で何かお答えはありますか。

農産局の方からお願ひいたします。

○農産局長 農産局でございます。

まず、共同利用施設のお話がございましたが、御指摘のとおり老朽化している施設が大分出てきておりまして、そういう意味では今年、補正予算、当初予算で大きくその対策を拡充しております。また、補助率も産地の負担を軽減できるようにしております。

齋藤委員から御指摘のあったところは、民間の方々もそういった共同の集荷というところで少し使えるように、うまく調整してくれということだと思いますので、私どももよくその運用に当たっては話を聞いて対応していきたいと思っております。

それから、お米の種の問題がございました。特に、不測時の食料供給の確保というところでは、多分種もそうですし、いろいろな資材ももっと必要だと、そういったことがあるかと思ひます。

ここの基本計画の本文の中にも、そういった生産資材などの民間在庫の調査把握をしっかりとやっていくというようなことになっておりますので、種も含めて私どもその確保状況をきちんと日頃からモニタリングしていきたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、水戸部委員よろしくお願ひします。

○水戸部委員 前回は欠席をし、失礼いたしました。

これまでの部会での議論をはじめ地方意見交換、またパブリックコメント等々で出されました意見などについて、本当に検討、工夫をしていただき、幅広く盛り込んでいただきましたことに感謝申し上げます。

内容につきましては、特段申し上げることはございません。ただ、これまでの繰り返しになりますが、生産者をはじめ関係者の方々に対して、この計画の目的、内容をどう伝えていくか、引き続き、今後の公表の仕方、対外的な説明において、分かりやすく内容が伝わる工夫をお願いしたいと思っております。

私どももこの計画、将来の担い手にとって、本当に今後の農政の道しるべになるいい教材だと思っています。道で持っております農業大学校ですとか、指導農業士会など、様々な場を通じて伝えてまいりたいと思っておりますし、これから地域で、この国の基本計画を踏まえまして、それぞれ地域で農業振興推進計画等々を作ってまいります。そのときに、この国の計画との整合性を図りながら、国と一緒に、この計画の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

その際に、設定したKPIがしっかりと実現されるように、地域の関係者の声を聞きながら、それぞれの実情に合った施策の実施と必要な予算の確保、これについて今後は是非ともよろしくをお願いしたいと思います。

また、施策の検討に当たっては地域の財政力といいますか、力の差によって実施できる、できないといった不公平感が生じないように、新たな制度の創設に当たりましては、地方負担の在り方、仕組みなどについても是非とも御配慮いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

一番初めにお話しいただいたように、この内容をどのように関係者に伝えていくかということは、まず取り組まなければいけない問題だと思います。その後は実行していく上での様々な課題についても御指摘をいただきましたので、これを基に参考にして進めていただければと思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。

それでは、井上委員、お手を挙げていただいています。

○井上委員　井上です。資料の御作成と御説明、ありがとうございました。

基本法改正に基づいた基本計画の策定について、様々な立場の方々からの観点による多くの意見や議論の集約と資料の御作成について感謝申し上げます。特に、農林水産省の皆様と中嶋部会長については諸々の取りまとめをしていただき、ありがとうございました。

本日の部会についての意見は特段ございません。感想に近い発言を幾つかさせていただきます。

資料2にございます新たな基本計画のポイントの資料は非常に分かりやすくまとめられていると感じました。先ほどもほかの委員の方からも御発言がありましたけれども、私もこの資料を基に地域や仲間の農業者へ共有させていただきまして、意見交換ができれば考えております。

その中で「初動5年間で農業の構造改革を集中的に推し進める」とありますが、この部分についてこの基本計画において特に重要であり、実効性の確保について危機感を持って取り組むべきと考えております。

私が営農する山梨県北杜市、中山間地域ど真ん中の場所なのですけれども、すぐそこに選択と集中

が迫られているというふうに実感しております。農業界全体での4割の農業者と農地と金額を抱える中山間地域ですが、生き残るための境界線を越えてしまった場合には、既存の生産性や多面的機能を大きく失うと想像しております。最近はこの淘汰されていくのは自然の流れなのかもしれないとさえ感じるが多々あります。

しかし、同時にこのピンチをチャンスに変えて、頭角を現す中山間地域も見受けられることも事実です。輝いていくという意味合いにおいては、一抜けをする中山間地域というものがより伸びていくのではないかとということも想像しております。

総じて、この効率化や大規模化、競争原理を働かせて産業としての農業の確立が最優先だと感じております。

しかし、地方と都市、政策と現場、生産と消費におけるすれ違いをなくすということも同時に根本解決という意味合いにおいては、非常に重要なのではないかと感じております。やや具体的に欠ける表現ではありますが、相互理解を深めるということがやはり大切なのではないかと感じています。

具体的には、もう少し解像度をあげてお話しさせていただくと、現場で何が起きているのか、そういったことを見ていただく。または、この双方向での話し合い、対話の機会を設けるということで、こういったことを行うことによって、それぞれの立場や理解、尊重を行うということはそれぞれの立場の理解や尊重を行っていくことが持続性のある農業の確立に遠いようで一番近道の手法なのではないかということを感じております。

発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

これも今後の施策を推進する上での非常に重要な視点、特に現場の実態をしっかりと共有し理解して、それを基に施策を推進するということの御指摘をいただいたと思っております。

ほかにいかがでございましょうか。

田島委員、林委員、宮島委員の順番でよろしいでしょうか。

○田島委員 私からはこれまでの農林水産省の作業に対しまして感謝を申し上げたいというふうに思っています。

私から、生産地側、そして農業者側からの発言として少し申し上げたいというふうに思います。

今回の基本計画のポイントは先ほどの資料2にもありますように、食料自給力の確保ということが重要であると認識いたしております。

そのためには示されておりますように、農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的な向上は絶対的なものだというふうに思います。これを逐次確認していく必要があろうか

というふうに思います。KPIを設定し、先ほどは主なものという表現もされましたところですが、これを検証していくことが必要だというふうに思います。いろいろな情勢で変化していくかも知れませんので、この点のチェックを常にしていくことが重要になろうかというふうにも思います。

農林水産省におかれましては、引き続いてのそういった体制をお願いしたいなと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

こちらでも現場の状況を常に観察しながら施策を進める重要性を御指摘いただいたと思います。

それでは、林委員お願いいたします。

○林委員 資料の4の基本計画の本文を直前まで読み込ませていただきました。正に農業の構造転換に向けて、実にいろいろと実務的な観点も書き込んでいただいております、まずはすばらしいこのような基本計画を御準備いただいた事務局に感謝を申し上げます。

予算委員会を拝見してみましても、今回の基本計画について、非常に大きな期待が示されていると思いますし、江藤農水大臣からも農業の構造転換について明確な決意が表明されているところと承知しております。

基本計画についての修正意見はございません。今後のこの計画の実施に向けて、2点意見を申し上げます。

前回、3月14日の企画部会において、私の用語の使い方が古くて恐縮だったのですが、米の「減反」についてと言ってしまうと、米の需要が毎年10万トンずつ減少するという前提での政策を進めていくのか、国民からは理解されないのではないか、見直しをするべきではないかといったような質問をさせていただきました。

これについては、農産局から輸出について食料安全保障という観点ではバッファという面もあると考えているなど、御誠実な回答をいただいたものと理解しております。

本日の資料4の基本計画本文（案）の3ページでも、「国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保する」と書き込まれております。

また、23ページの（1）の「水田政策の見直し」においても、水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換すること。また、文章においても、「農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する」、「予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換

に必要な予算をしっかりと確保していく」など。また、25ページから27ページのあたりでも同様に書き込まれているところだと思います。

実に本当にそのとおりということを書いていたいておりますので、是非、輸出を食料安全保障のバッファとして位置付けて、今後は価格政策的な観点でのいわゆる減反的な生産調整については、やめていく方向にあるものと期待しております。

もとより自らの経営判断による需要に応じた生産は自らの判断であれば、それは合理的な事業の在り方だと思います。

しかしながら、市町村単位で地域農業再生委員会が生産者に文書を送って、「経営所得安定対策等の基本方針に基づき、あなたの令和7年産における生産の目安は下記のとおり定めましたので通知します」、などといって、米の生産数量とか米の作付面積を割り当てるような生産管理の文書を送るのは、農家の自らの経営判断とは言えないと考えますので、今後はこういったことがないように農林水産省としても御指導いただければと思います。

2点目です。前回の企画部会において、集約化の指標について質問させていただき、これについて経営局から進捗状況の把握はKPIの設定だけでなく、「通常の施策、事業の中で見ていく」とか、また全体の2割程度ある所有者不明農地についても、「施策や実務の中で対応していく」という御回答をいただきました。

企画部会において、今後の具体的な実務上の御対応について、どういう場面で御報告していただけるのか確認させていただければと思います。

また、大区画化について、前回質問したところ、農村振興局から「令和7年度からの5年間の土地改良長期計画の中で表現していくこと」とか、大区画化と基盤整備のスケジュールについて、「都道府県や市町村と連携しながら進めていく」、という御回答をいただきました。このあたり、本文では51ページ、52ページ、53ページというあたりに具体的に地域計画を核とした今後の農林水産省の取組について書き込まれておりますが、今後、農林水産省において、実務的にこの御対応をいただいているところを企画部会のこういった局面で確認させていただけるのか教えていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございます。

これについては、役所の方から御回答をいただきたいと思います。

まず、水田政策について、農産局の方からお願いします。

○農産局長　水田政策のところでございますが、委員から御指摘がありましたように水田政策の見直しにつきまして、品目ごとの生産性の向上というところで、これまでの水田の対象、趣旨はそういっ

たところから大きく変えていくというようなことでございます。

輸出につきましても、御指摘のあったような、これから需要があるところをしっかりと作ってバッファとしても活用し得るのではないかとということでございます。

それで最後のところに、全てではないですけれども、市町村なり県段階でそういった目安の設置というのはある意味任意でやられているというのは私どもも承知しております。

基本的には任意ということなので、私どもの方から指導というのは難しいかもしれませんが、いずれにしても私どもそれぞれ個々の農家がきちんと判断していく情報をきちんと提供して、今はこういう需給ですよというのを、できるだけ皆さんがそれぞれ把握できるように情報発信に努めてまいりたいと思います。

○経営局長 林先生の集約化の話でございますけれども、集約化は客観的にみんなから見て平等にはかるスケーリングが定着していないという問題があるので、その手法についても考えますということの基本計画の中にはっきり書かせていただきましたので、そのフォロー等についてもしっかりとやっていきたいと思います。

基本的に、KPIについてはPDCAを回すということになっていきましたので、所有者不明農地も踏まえて結局しっかりと持続的な経営ができる人に農地の利用を集約していくという、担い手の集積率、そのあたりに、本当は望まれば集約というのも入っていればいいと思うのですけれども、そこに行き着くということになっていきますので、それに向けた政策の効果みたいな話もその中で触れていくということになるのではないかと考えています。

所有者不明農地について、我々がちょっとこだわりを持って書いたところは、今、農業者が急速に減っていく中で、いわゆる相続の中で、我々、不在村所有者と書いていますけれども、そこがどんどん出てくると、それが拡大して土地利用されなくなって、適切にフォローしなければ所有者不明農地になっていくということですので、政策としてはやはり相続が起こる前、若しくは相続が起こるときにしっかりと利用につなげていくということがより重要ななと思っています。結局それも地域において適切かつ効率的に農地を利用する者に農地の利用を集積していくということにつながるのかなと思いますので、そのあたりを踏まえて、KPIのPDCAサイクルの中で施策がどういうふうに効果を上げていくのかということについても説明していきたいと考えています。

○農村振興局長 農村振興局でございます。

まずは、土地改良長期計画がどういうふうになるのかということですが、こちらについては、もう既にこの審議会の下に農業農村振興整備部会というところがございまして、そちらで議論を開始していただいています。

来週28日にもまたその関係の議論をしますけれども、こちらの農業農村振興整備部会の方で、どういう目標値を立てていくのかとか、計画の内容を詰めていくことになりますので、それをまた同じように企画部会にかけるということについては、審議会の中のお互い部会の関係としてどうなのかなというところがございますから、必要に応じて、例えば個別に御説明するとか、そんな方法があるのかなと、今お伺いしながら考えていたところでございます。

また、具体の地区の大区画化をはじめとした事業の張り付けのようなお話になってきますと、これは恐らく部会場でいろいろ御議論いただくということにはならないのではないかと。やはり審議会の場というのは、もっと大きな議論をしていただく場だと考えますので、この土地改良長期計画の中でどのように描くのか、それとの関係で御報告することが、または御報告してPDCAサイクルを回していく中で、いろいろ確認していただかなければいけないようなものがあるとすれば、それをまた農業農村振興整備部会の中で議論していただくというようなことになると考えております。

○中嶋部会長 それでは、政策課の方からお願いします。

○政策課長 今、杉中局長の方からも話がございましたが、基本的に基本計画を作った後に、これからPDCAサイクル、そういったものを回していくことになります。これを回していく際に、毎年御検証と一緒にしていただくのが企画部会の先生方だと思っておりますので、タイミング的にどういうタイミングかではございますが、検証していく中で、また情報提供もさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 御確認いただきまして、ありがとうございます。

それでは、宮島委員お願いいたします。

○宮島委員 大変広範な議論を、しっかりと意見をまとめていただきましてありがとうございます。

私はポイントの分かりやすさについて、会ごとに申し上げて本当に申し訳なかったと思うのですが、恐らく限界まで工夫をしていただいたのだと思って理解しております。

やはり農林水産省は、今、広報戦略がすごくいいということで、霞が関の中でも評価が高いので、是非そういった形で今後リードしていただければいいと思います。

そして、もちろん見え方が大事なのですが、内容が伝わる、あるいは内容が本当に大事なのですが、今後はこれを恐らくターゲットごとにいろいろな形でブレイクダウンして伝える方法を考えてのだと思います。そこも本当にしっかりとやっていただきたいのと同時に、むしろそれぞれの自分の立場のある方々が、横の状況をしっかりと見ていただくということがすごく必要だと思います。そういったためにも、ポイントで全体が見えるということが、しかも骨で分かるということは大事だと思っています。

特に、生産者と消費者というのはどうしても離れている感じがするのですが、ここから先、私は食べる人、あなたは作る人みたいな、そんな状況ではやっていられないと思います。みんなそれぞれが生産や流通にも近づいて思いをいたしながら、総合的にやっていくということが日本の食料安全保障のために必要だと思いますので、そこができるだけ近づくための1つのよすがになるような形を望みたいと思います。

また、人口減少もすごいスピードですので、1つ1つに関してはスピード感をもって進めていただくようよろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

国民理解の醸成の部分について、非常に重要な御指摘をいただいたと思います。

それでは、オンラインで3の方が手を挙げていらっしゃる。

内藤委員、吉高委員、高槻委員の順番で御発言いただきたいと思います。

○内藤委員 まず、今回の計画、諸々誠にありがとうございます。

私から各論は本日はごさいません。繰り返しの部分が多いですが、総論でお話しさせていただければと思います。

私自身、農業のビジネスをやっておりますので、日本の農業の可能性を強く信じています。その立場から見ても、今回設定されているKPIを1つ1つじっくり見ていくと、やはりかなりチャレンジングなものが多く、恐らく実行段階で壁にぶつかるべくしてぶつかるものも多いと予想します。これ自体、あるべき論からこういったKPIを設定して、ぶつかった後にPDCAを回すという設計ですので、素晴らしいと思っています。

一方で、素晴らしい計画になった上で、少しくぎを刺ささせていただきたいところでいきますと、やはり計画を刷新したとして、4月1日から新しい計画が出たとしても、4月1日から何かが急激に現場で変わるわけではなく実際のビジネスを進めていく中で、現段階で足かせになっていくこと、細かいことを含めて構造的な要因が本当にかなり多いというのが現状です。ここは現場でやっていないと見えづらい部分がありますが、正直今の農業の現状とこの設定された目標KPIの間には、当然計画を始める段階なので、今の段階だと多くの方が想像している以上に圧倒的なギャップがあるというところを改めて釘を刺ささせていただければと思います。

そういった中でやってみると、構造改革といえるまで改革ができておらず、KPIに対して全然届かないというケースが必ず出てくるべくして出てくると思います。そのギャップが見えることに意味があると思います。そこでもっともっと構造改革の強度を上げなければならないと分かる中で、本当にちゃんとPDCAを回していくことが重要で、そのPDCAを回す際に恐らく連続的な施策だけではなくて、農

林水産省全体での予算配分等含めた、かなり抜本的な施策をより強度を高めようという議論が毎年出てくるかなと思っております。その覚悟が必要だと思っています。

せっかく野心的なKPIを掲げられたと思っていますので、うまくいかずに連続的なことだけを回して、5年後、無理だったというのはもったいないと思っています。皆さんもおっしゃっているように計画は立てて終わりではないので、その局面が必ず来るといいますので、その際、また皆さんと一緒に本気の議論をさせていただければ、PDCAは回せて、真の意味で構造改革が進むかなと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

改めてPDCAサイクルを回す上での、ポイントについての御指摘をいただきました。

大橋委員、もし御発言があれば、よろしいですか。

それでは、吉高委員お願いいたします。

○吉高委員 この度、食料・農業・農村基本計画に関しまして、初めて関わらせていただきまして、あらゆる意見がこうやって網羅されて作り上げられるということに大変感動を覚えるとともに、それほどこの農業という業界の課題が大変切迫していることを非常に感じたところでございます。今回、おまとめいただき、またKPIが設定されたことは大変大きくて、これは大変チャレンジングであるので、実効性を期待したいと思っております。

私に関わりますこのサステイナブルの世界は大変目まぐるしく速いスピードで動いております。今回も生物多様性、多くは盛り込まれたのですが、投資、金融では、カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーとネイチャーキャピタルの統合という視点が高まっています。その点では、今回閣議決定したGX2040ビジョンの中で農業の重要性が明確になっており、GX推進においても農業の大きな役割を感じております。

例えば、成長志向型カーボンプライシング制度において、農業由来のカーボンクレジットは大きな期待をあちらこちらで感じるところでございまして、カーボンクレジットというだけでなくその背景にある農業の発展に寄与できるようなGX2040ビジョンになるよう御省でも是非御努力いただければと思っています。

輸出振興というところで御質問です。経済産業省の繊維産業の方のこういった計画に関わっており輸出振興がメインの政策の一つになるのですが、これまでの産業の中では、繊維産業が特定技能制度の対象になったということで、特に、人権に関して日本のオーディットスタンダードというのを作ろうとしています。農林水産省の場合、GAPの中に人権保護とあるのですが、例えば今後輸出を振興する際に、人権の部分だけ国際的に合うようなスタンダードを作るようなことも検討にあるとよいかと思

い、今はなくてもいいんですけれども、御参考にさせていただくのもよいのかと思いました。

いずれにいたしましても、今回の計画に関しましては、異論はございませんので、引き続きよろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

国際的な環境問題における現在の状況とそれを踏まえた上での農業施策の進め方についての御指摘をいただきました。

輸出振興についての御意見もありましたので、輸出・国際局長の方から御発言いただきます。

○輸出・国際局長 吉高先生、ありがとうございます。

この本文資料でいきますと、80ページのところ、国際戦略というパートの中ですけれども、（２）のところに環境とか人権、こういった新しい議論に対応してビジネスも進めていかなければいけない、ビジネス環境への影響が出てくる、こういったルールメイキングへの適切な対応ということを盛り込ませていただいているわけでございます。

そういった観点で、こういったことがまた輸出に影響してくる部分もあるかと思いますので、よくそういった視点も持ちながら取り組んでまいりたいと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

高槻委員、よろしくお願いいたします。

○高槻委員 今日は、個別の指摘ということはございません。大変広範囲で複雑に絡み合う事象をきちんとまとめられた農林水産省の皆様、そして中嶋部会長、ありがとうございます。

私からは、海外で稼ぐということに携わってきている中で感じていることとして、1つ付言させていただきたいのは、今日は井上委員からも資料2で、「初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める」ということがとても重要であるというお話が出てきたわけですが、5年間というのは海外で稼ぐことにおいても鍵になる期間ということは同じだというふうに思っております。

現状は、食品と加工、食品の保管、食品の輸送、そして日本式コンビニエンスストアなどの食品の流通、こういった部分で様々な日本ということのアドバンテージがあるわけですが、そのアドバンテージを生かせるというのもこれから5年間という期間だろうというふうに考えて取り組んでいくというのが重要であると思っております。

これは書き加えてほしいということではなくて、そういう感覚であるということ付言させていただくことでございます。

あともう1つ、分かりやすく、これから国民の皆さんにという観点で、今日もいろいろな委員から幾つか指摘が出ておりましたけれども、配布された資料の5、白書の概要（案）というのが共有され

ておりまして、その中に全体を俯瞰するページというのが用意されています。この俯瞰図というのを分かりやすさという意味ではかなり重要ではないかと考えていますが、この多岐にわたる内容が構造的に、そしてなおかつ俯瞰ですから一目で分かるように仕上げていただいて、事前のやり取りでも幾つかあったのですけれども、今日、皆さんにお配りいただいているものは大変分かりやすくなっておりまして、この点も農林水産省の方々に感謝申し上げる次第です。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

農業の構造転換を初動5年間で進めるという観点を更に拡げて、例えば輸出振興も含めた食料システムの対応ということもこの5年間で、非常に重要な時期になるのではないかと御指摘だったというふうに思います。

それから、白書の方を御参照しながらですけれども、こういう俯瞰図は非常に分かりやすいのではないかと御意見だったと思います。

それでは、後はいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○大津委員 追加で1点だけお尋ねしたいのですが、先ほど来、KPIの話がたくさん出てきている中で、PDCAサイクルを回すのは分かるのですけれども、これは5年の中に新しい目標が定められることもあるのですか。

○政策課長 基本的にはこの計画に基づいてこの目標・KPIがどれぐらい達成してきたかということを踏まえてやるので、今のところ新しい目標・KPIを設定するということは考えておりませんが、また検証しながら、そういうことの議論も多分していただくことになると思います。今の時点では考えてないところでございます。

○大津委員 農泊の宿泊者のKPIはあるのですけれども、例えば農業体験の方はなかったりとか、生物多様性は難しいですけれども、直近でできそうだけどあがってない項目もあるのかなと思いましたので、質問させていただきました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

基本計画のKPIには出ていませんけれども、実際の政策を運営していく上ではそういう目標はあるのではないかと思います。また、今後の検討の中で取り上げていければと思います。

小針委員、お手を挙げていらっしゃいます。お願いいたします。

○小針委員 取りまとめ、ありがとうございます。また、私が前回発言したところについて修文していただいてありがとうございます。今回のこの本文（案）について、この時点で意見はございませ

るので、この形で進めていただければと思っています。

もう皆さんから御意見が、私の思っているところも出していただいているところが多いので、改めてとなるところもありますが、まずは今回、これから先の5年間は非常に状況の変化は大きくなると想像していて、この5年間で、部会の中で経営体がどれぐらい減少するのかというシナリオの議論になったときに、中嶋部会長からこのシナリオをこれからどういうふうに考えていくのか。そこよりもまだ良い方向に進むかもしれないし、もしかしたらもっと悪い方向に進むという御発言もあったと思いますけれども、様々なこの状況変化の中で、本当に大きな変化があるということも頭にはやはり置いておく必要があるのだらうなと感じております。

ただ、それはあったとしても、やはりきちんと状況を確認しながら、そうであるからこそ状況を確認していくことが重要だと思っております。そのためのPDCAの回し方というのをどういうふうにしていくかということだと思っています。まず第一弾目のチェックということでいうと、今回、様々な構造改革を進めていく中での一番のキーワードが地域計画となっていて、3月末で作られているところでどうなっているのかということが、きちんと検証していくということがスタート地点になると思うので、そういうことも見ていきながら着実に進めていくということが重要になるというふうに思っております。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

今までも多くの委員の方々に状況の確認をする必要があるということをおっしゃっていただきました。それは主にKPIのモニタリングということでありますけれども、それを取り巻く条件、若しくは外部環境といったものについても今の社会情勢からすると大きく変わる可能性もあるので、それについても注意しなければいけないという御指摘だというふうに受け止めました。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、基本計画に関する審議はここまでといたします。皆様からは今回提出された本文について修正すべき点は特にないという御意見をいただいたと思っております。

委員の皆様におかれましては、これまで長期間にわたり、非常に活発な御議論をしていただきました。誠にありがとうございました。

この後、本文（案）の細かな修正につきましては、部会長である私に御一任していただきまして、食料・農業・農村政策審議会での報告（案）とさせていただければと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。続いて、令和6年度食料・農業・農村白書の概要（案）についての審議に移りたいと思います。

初めに、事務局から資料について御説明していただき、その後、委員の皆様の間で意見交換を行っていきたく思っております。ほかの委員と同様の御意見であっても御発言していただいても差し支えございませんので、あらかじめお伝えさせていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○情報分析室長 情報分析室長の植杉でございます。

資料5に基づいて白書の概要の説明をさせていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、目次でございます。こちら、企画部会の皆様に、目次、構成をお見せするのは初めてでございます。今年度は特集は3本用意しております。通常ですと特集は1本又は2本でございますが、今年度は基本計画策定の年であるということ、それから合理的な価格の形成につきまして、現在通常国会に法案を提出しているということ、それから3つ目のスマート農業については、若い大学生が白書を読んでもらうということが非常に多く、そうした大学生の方々に、農業の明るい未来を感じてもらいたいという意味を込めて特集に加えております。

また、トピックスにつきましては、例年その年度の特徴的な事象について取り上げておりまして、今年度は輸出の促進、それからみどりの戦略システムの進展、それから3つ目ですけれどもちょうど5年前に白書の特集の1つとして初めて女性農業者の活躍を取り上げており、女性農業者の役割につきまして、5年間の進展を含めて記載をいたします。

4つ目につきましては、農福連携でございまして、農福連携等ビジョンの改定が5年ぶりに行われたことを含めて今年度も引き続きトピックスとさせていただきますと思います。

また、5点目については、能登半島地震、それから昨年9月の豪雨災害について被害状況、そして復旧・復興の状況を記述しております。

続きまして、本編でございますが、ちょうど今まで御議論いただきました基本計画や、食料・農業・農村基本法の構成に基づいて構成しております。

続きまして、先ほど高槻委員からもコメントをいただいたところですが、この企画部会から白書のどこに何が書いてあるか分かるようにという御助言を賜りまして、俯瞰図を作成するのは今回で3回目でございます。年々章の数が増えており、構造的に複雑になってきておりますけれども、御意見をいただければと考えております。

続きまして、目次が終わり、ページの入っているところですが、特集1、新たな基本計画の

策定についてでございます。これまで御議論いただいた基本計画に沿って今後改定をしていく予定でございます。

資料2ページをお願いします。基本計画の中で、目標と共にKPIが設定されたということ。それから、これからPDCAサイクルを回していくということが非常に重要であるという御意見を多くの委員からいただいておりますので、新たな基本計画の概要の3つ目にこれらの点を記載しております。

続きまして、3～4ページは、委員の方々の御意見をいただいて改定したポイントを入れております。

続きまして、7ページの特集2を御覧ください。合理的な価格の形成のための取組についてでございます。こちらでも今後の議論の進展を見据えて、記載をしていくこととしております。

まず、8ページ目でございますが、合理的な価格の形成ということで、データとしては農業生産資材及び農産物の価格指数と、交易条件指数の推移を見ておりまして、かつ農林水産省で一昨年8月に設置して関係各所と検討を重ねてきた「適正な価格形成に関する協議会」の議論について記載しております。

続きまして、9ページでは、通常国会に提出した法案の概要について記載しております。

続きまして、10ページからは特集の3でございます。

スマート農業の活用と今後の展望ということで、11ページでございますが、御存じのとおり昨年10月にスマート農業技術活用促進法が施行され、農業の現場でも様々な取組が始まっているところでございます。

12ページでございますけれども、スマート農業の導入に当たっては、やはりコストが高いことが課題になることがありますので、これからスマート農業をより普及させていくためにサービス事業体を育成し、そして農業者の方々がシェアリングやレンタルという形で活用できるということが必要であるということを記載しております。

続きまして、13ページからはトピックスでございます。14ページはトピックス1、農林水産物・食品の輸出促進でございます。こちらは御存じのとおり、2024年に1.5兆円を初めて超えたことを記載しておりますが、ここで1点、補足させていただきたいのですけれども、1行目で1兆5,073億円と書いております。ちょうど一昨日に財務省の方から確々報が出まして、1兆5,071億円というのが確々報の数字ですので、今後作成する概要に反映いたします。

内容につきましては、これまで輸出について様々な取組を行ってきたわけですが、最近、始まりましたフラッグシップ輸出産地の取組ですとか、あるいは農業者、事業者の方々に輸出に取り組むメリットをやはり感じていただきたいということから、日本政策金融公庫さんが実施されたアンケ

ートの結果なども記載しているところがございます。

続きまして、15ページは、トピックスの2でございます。みどりの食料戦略システムの進展と消費者の行動変容でございまして、まず最初に今年度から農林水産省の補助事業において、農業者の方々にチェックシート形式で行っていただくクロスコンプライアンスの取組を試行的に実施しているということ。それから、2点目につきまして、見える化する、みえるらべるの進展、取組。それから、やはり若い方々に環境に配慮した取組を取り組んでいただきたいということで、今年度から始まりましたみどり戦略学生チャレンジの様子を紹介しております。

続きまして、16ページはトピックスの3、女性活躍についてです。こちらにつきましては、令和元年度の白書の特集のその後の推移ですとか、あるいは新しい明るい兆しがあるということ、例えば農業女子プロジェクトでも更に進化しているということを記載しております。

続きまして、17ページのトピックスの4、農福連携でございます。こちらにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、農福連携等推進ビジョンが5年ぶりに改定されて、11月29日がノウフクの日に制定されたといった、そういった新しい動きを御紹介しております。

次に、18ページでございます。トピックスの5、能登半島地震等への対応ということで、発災が昨年1月でありましたことから、被害の状況について昨年度の白書に詳細に記述することができなかったことから、今年度については被害の状況、あるいは復旧・復興の状況、それから昨年9月からの豪雨災害について記載しております。

続きまして、19ページからは本編の方に移ります。

第1章は、世界の食料需給と我が国の食料供給の確保ということでございまして、20ページの第1節では、世界の状況を概括いたします。

第2節の我が国の状況ですけれども、食料自給率の長期的な推移や供給熱量ベースの割合についても見ていきます。

それから、22ページですけれども、第2節ということで、品目別の状況について記述しております。

その次に、23ページですが、次に農業生産資材、農薬、肥料、飼料の状況について記載しております。

それから、24ページは第4節、輸入の安定化でございますけれども、国内生産では需要を満たすことができない食料・農業生産資材もございまして、そちらの農産物の輸入額の推移ですとか、安定的な輸入の確保に向けて行っている取組について、課題を含めて記載しております。

25ページについては、不測時における措置でございまして、食料供給困難事態対策法の公布と、それに基づく今後の基本方針、そして平時からの対策、不測時に備えた備蓄の実施等について記載をし

ております。

26ページは、国際戦略の展開でして、国際交渉への対応、国際協力の推進について記載しております。

27ページからが第2章の農業の持続的な発展でございます。

28ページの第1節では農業の動向につきまして、産出額ですとか農業経営の動向について概括いたします。

29ページでは、第2節として、農地の確保と有効利用ということで農地の動向、それから集積、集約化の推進について記載をしております。第2節がやや長い節になり、基本計画でも御議論いただいていた地域計画の策定について、今月末が策定期限であるわけですがけれども、白書では事例調査を含めて、その推進について記載しております。

31ページは、改正農振法の概要について記述をしております。

続きまして、32ページは、担い手の確保と多様な農業者による活動ということで、農業経営体の動向、それから新規就農の動向、そして本日も企画部会の委員の方々から発言がございました多様な農業者による生産活動を通じた農地の確保ということで、3つ目に記載をしているところでございます。

続きまして、33ページは、第4節、消費者の需要に即した農業生産の推進ということでして、こちらは今日の議論でも齋藤委員からコメントがございました共同利用施設の現状について、まず記述し、今後の取組についても記載しております。

その次は、米の状況でございますけれども、米についてはほかの章でも記載することとしておりますが、今、画面に出ております34ページですが、やはり昨年の夏の米の品薄とその対応について、一般の方々、それから企画部会の委員の方々からいろいろな意見をいただいているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、今年度はコラムという形で枠を取りまして、事実関係について整理し、また今月末までの状況について、できるだけアップデートして国民の方々にも御理解していただけるように、そして過去の状況を振り返ったときに事実関係をしっかりと把握できるようにということで記載してまいります。

35ページからは品目別の状況が続きます。第4節につきましては、畜産の状況ですとか、最近酷暑が続いているところですがけれども、熱中症の予防策ですとか、現場での注意喚起の取組などについてもポスターを使いながら記載しております。

37ページにつきましては、農業生産資材の状況でございます、38ページは経営意欲のある農業者による農業経営ということで、認定農業者の状況、それから農業経営の法人化の状況、そして農業に

においてもやはり誰もが安心して働ける環境づくりということで事例を紹介しております。

第7節、39ページでございますが、こちらは食料・農業・農村基本法の条文に沿って女性農業者、高齢農業者、そして農業生産組織の活動促進について記載しております。女性農業者はトピックスでも取り上げておりますけれども、ページ数の関係でトピックスに書き切れなかった、しかしながら重要なデータについても記載をしているところでございます。

40ページの第8節は基盤整備の関係でございます。取り組みをコラムとして紹介しております。

それから、41ページ、第9節ですけれども、農業に限らず農林水産食品分野、幅広い分野の課題解決に向けまして、研究促進を実施しておりますので、そちらについて写真なども交えながら紹介しているところでございます。

続きまして、42ページの農産物の付加価値向上でございます。

基本計画の議論では知財の保護・活用、それから品種の導入、そして新しい事業の創出、付加価値の高い輸出の4つの観点で付加価値の向上について御議論いただいたところですが、白書の中では主に知財のこの10節の中では知財の保護、活用、そして新たな品種の導入促進について、重点的に記載をしております。項目として、関係していることが分かるように、見出しのみ追加しております。

43ページは、第11節、動植物の伝染性疾病等の発生とその予防でございまして、今シーズンも鳥インフルエンザの発生が多かったことなどと、対応について記載しているところでございます。

続きまして、44ページからは、輸出の促進ということでございまして、こちらの3章は今年度から新たに章立てをいたしたところです。

構成としましては、2節構成になっておりまして、45ページの第1節で輸出の額の推移を見て、その後に重点品目の取組状況を概括しております。

そして、46ページの第2節ですけれども、海外から稼ぐ力の強化ということで、農林水産省、JETRO、JF00D0、そして認定品目団体との連携による取組、インバウンドによる食関連商品の拡大ということで記載しております。

47ページからは第4章の持続的な食料システムについてでございます。

まず、48ページの第1節では食品産業の全体像について概括いたします。

それから、49ページでは、円滑な食品アクセスの確保ということで、内閣府の調査、あるいは公庫の調査などを基に、今後のアクセスの確保に向けた対応について記載しております。続きまして、50ページは、食品の安全確保と消費者の信頼確保の取組についてでございます。

こちらについてもチラシなども踏まえながら記載をしているところでございます。

そして、51ページ、第4節、食料消費の動向でございまして、今年度は特にエンゲル係数について

世の中の関心が高まっているのではないかと考えられることから、2000年以降のエンゲル係数の推移についてこちらは白書の本文で記載する予定としております。

また、価格の動向でございますが、米に加えて今シーズンは野菜の価格が酷暑の影響で高いと状況にありますので、データを基に分析をするとともに、読み手にも価格上昇の原因を分かっただけのように要因についても記載する予定としております。

52ページからは環境のチャプターでございます。

53ページでは、みどりの食料システム戦略の推進ということで、54ページからは先ほど大津委員からも基本計画のところで言及がございました、生物多様性等への対応についてでございます。

また、先ほど野菜の価格上昇についてコメントをさせていただきましたが、その要因である酷暑への対応につきまして、地球温暖化対策の推進の2つ目と3つ目の丸のところで、高温耐性の品種の開発、普及の推進について、そして現場で農業者の方々も高温対策に取り組まれているわけですが、それに対する支援についても記載しているところでございます。

続きまして、55ページが、有機農業などの環境負荷低減の促進についてでございます。

56ページ、第4節ですが、こちらは食品産業の環境負荷の低減の取組として、食品ロスの削減や、リサイクルの推進について記載しております。

57ページの第5節、多面的機能の発揮でございますけれども、多面的機能の認知度は約4割程度で、多面的機能に関する国民の理解を醸成していくことが必要ということで、多面的機能の紹介とか、またあるいは環境に配慮した農業を行っていくことが必要ということで、第5章の3節で書いております有機農業について、こちらの節でも写真を追加して紹介しております。

58ページからが第6章農村の振興でございます。

第1節では、農村人口の動向について、また移住、定住の促進についても記載いたしまして、第2節では農村の総合的な振興として最近立ち上げられたプロジェクトですとか、地域コミュニティ機能の維持、強化などについても記載をしております。

第3節では、農業保全に資する共同活動の推進でございまして、多面的機能支払制度の事例についても記載しているところでございます。

62ページは、第4節の地域資源を活用した地域事業活動の推進ということで、バイオマスの利活用についても事例を交えながら紹介しております。

63ページでございますが、こちらは農泊の推進でございます。

64ページは、中山間地域の振興でございます。

それから、65ページの第7節が、鳥獣被害対策とジビエの利活用で、第8節が都市と農村の交流に

ついてでございます。今日も企画部会の委員の方々から、交流が大切だというお話があったところ、こちらについても記載していくこととしております。

そして、最後の第7章でございます。

災害のチャプターでございまして、構成としましては68ページの第1節、東日本大震災からの復旧・復興の状況。

第2節が、2024年に発生した大規模災害による被害の状況と復旧・復興の状況。

そして、第3節が防災・減災等への節でございます。

そして、最後の71ページでございますが、こちらは項目を書いておりますけれども、令和6年度に講じた施策について、本文の中でも記載することとしておりまして、こちらでは項目のみお示しいたします。

駆け足の説明となってしまいましたが、概要についての説明は以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明を踏まえまして、皆様方からの御意見をいただきたいと思います。

私の司会進行が悪く、本日はあと30分しか時間が残ってなくて、当初はお一人3分程度で御発言いただくつもりだったのですが、ちょっと無理なので、コンパクトにそれぞれポイントを絞って御発言をいただきたいと思います。

それについてのリプライがもしかすると時間が残らないかもしれませんが、それはまた事務局から追って対応させていただくことになるかもしれませんが、そのところお含みおきいただきながら、御発言をいただきたいと思います。

いかがでございましょうか。どなたからでも。

それでは、稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員 時間もないということですが、4点か5点あります。まず1つは、トピックスで扱う内容に農福連携が入っているのですけれども、今年新しい動きがあったということで入れることは考え方としてはあるかもしれませんが、昨年から今年にかけて基本法の見直しとして、大きな動きの中でやはり不測時における措置で食料供給困難事態対策法を国会でしっかり作り込んだということで、昨年の特集で確かに国会に提出するという特集で扱っていただいているのですが、やはり重要な法律で新しい取組であるので、国会で成立したことを受けて、トピックスに農福連携よりはこちらを入れた方がいいのかなという感覚を持っております。

あとは順にページで気が付いたことを言っていきたいと思います。

16ページの女性の活躍推進で、農業女子プロの話とか書かれているわけですが、そのホームページ

にも女子プロと企業の開発商品のホームページとがあったかと思いますが、やはり女子プロの活動でアウトプットがしっかりできたものを以前の白書にも記載があったかと思いますが、適宜こういうのをしっかりとこの活動を通じて、こんなに成果が上がっているという形を示した方がいいのかなと思います。

それから、32ページに、多様な農業者のデータが出ているので、これは大変いい御指摘だと思いますので、本文でも是非このまま残していただきたいと思いました。

それから、39ページの「農業経営における高齢者の活躍は、高齢者の生きがいやリハビリにも貢献」という記述があるのですが、その高齢者の生きがいやリハビリというよりも、高齢者は農業の現場で営農の一線で活躍している人も多いわけですし、また営農共同作業、地域の話合いなどにおいて、営農人生の先達リーダーシップを発揮されているわけで、そういうスキルとか暗黙知のことをもっと書いてあげ方がいいのではないかと、生きがい、リハビリというとその人の我が事のようなことで、もっと地域なり社会で貢献しているということを書いた方がいいのかなと思った次第であります。

それから、ページが飛ぶのですが、57ページの多面機能、61ページの農地保全、64ページの中山間で、共同作業のいろいろな具体的な取組が書かれているわけですが、それぞれ多面の交付金であるとか、中山間の直接支払交付金の成果でもあるので、そういう交付金をやった成果だという事業名を付けてやった方が、国民の理解なりまた対策上もいいのではないかと考えた次第であります。

それから、66ページの都市農業のところに、農業体験農園を市民農園と併せてしっかり記述していただきたいということを、いただいた資料を見て気が付いた点、以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員　まず、女性の活躍のトピックスに関しましては5年ぶりに話題にするということでとてもいいかなと思っております。私も最近の女性活躍推進室の取組などの資料を読んだので、そういった進んだいいところを出していただきたいです。とともに、白書をどういうふうに扱うかにもよりまずけれども、この5年間で他産業はもっとすごく進んだと思います。相対的に見て農業がすごく進んだとは言えない状況だと思います。

それはいわゆる農業女子プロジェクトを含めても、そういうところがあると思います。なので、すごく進んでよかったなということだけではなく、課題感やほかの産業、世の中と比べてどうなのか。また、女性の活躍のコラムでいいのですけれども、多様な人をどういうふうに呼び込むかみたいな視点があるので、そういうところをうまく書いていただければいいと思います。

2つ目、スマート農業に関しましては、正に自分もいける、やれると思うようなすてきな事例をできるだけ具体的に挙げていただけるとうれしいです。

あと、コラム全体として、これもまた白書というものをどう捉えるかによるのですけれども、今、書いてある記述だけだとちょっと一般の人が見ると、課題感が足りないという感じがします。結果的にうまくいかなかった部分もあると思うのですけれども、特に米はすごく今関心を持たれていて、農林水産省がどう状況を把握したかというところが注目されている感じがします。

だから、やったことをすごくマイナスに書く必要もないと思うのですが、これをやってよかったですというところだけだと、もしかしたら批判がある可能性があるなというふうに思いまして、書き方を工夫していただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、赤松委員お願いいたします。

○赤松委員 御説明いただき、どうもありがとうございました。

私から、項目立てについては特に意見はございません。

特集の2のことについて、実際の本文について御配慮いただけたらなと思っております。

価格の高騰に関して、消費者に分かりやすく伝えていただきたい。、宮島委員のコメントにも少し関係してくるかもしれないですが、今、国民は食料の価格の高騰についてはかなりセンシティブになっています。特にこの白書は基本計画と違って一般消費者の方たちが御覧になられる可能性も高いと思いますので、一般消費者の方の受け止め方に配慮していただいて、本文の記述をしていただきたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、林委員お願いします。

○林委員 改正農業基本法において、この白書について取扱いが変更された点があれば、いま一度おさらいで解説していただければということが1点です。

2点目としては、農業の持続可能性に関連すると思うのですが、サラリーマンから新規に農業に転職された方からお話を伺う機会がありました。それまでのような収入、家族を養っていける、それなりの収入が安定的に確保できるかどうかという見通しがつくことがやはり決断の決め手というふうに伺いました。もちろん、決め手としては農地を確保できるかどうかという点の両方があるのですが、その収入面の見通しについては、農林水産省が使っていらっしゃるいくつかの統計値の組合せで、農

業者の所得についての目安が出るのではないかと思います。今、経営体についての一定の数字は出されているかと思いますが、農業者の手取り所得の推移を毎年白書において確認して、もしそれが他事業の給料所得者と引けを取らないようなものが確保されつつあるのだということであれば、そこも大いにアピールして新規就農者を増やすこともできるのではないかと思います。今後は白書の中でそういった農業者の手取り所得の数値、データの活用を見せていただければという希望でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、大津委員お願いいたします。

○大津委員 ほかに2点ほど気付いたことを言わせてください。

24ページの農産物の輸入額について書かれているのですが、これは円安の影響で輸入額ではかるものなのか、量ではかるものなのか、どれぐらい輸入されているのかというのが、見え方とか実体が違うのかなと思ったので、そちらの御回答をいただければと思います。

それから、43ページの伝染性疾病等についてなのですが、これは農家がすごく深刻というか、辛い大変な思いをしているので、講じた対策について確かに書かれているのですが、割とドライな対策というか、農業者に対してそれが収入補償保険で補填されたのか、それからメンタルケアも含めてですけれども、どういう対応がされているのかというのがもうちょっと書いてあると、明日は我が身で養鶏されている方、畜産農家さんたちはすごくドキドキしていると思われるので、こういうことが起きたらこういう対策がされているのか、というのが分かるように書いてあるといいのかなと思いました。

加えて、直接的な対策ではないですが、アニマルウェルフェアの観点からも自然養鶏とか平飼いというのも、以前もちょっと発言しましたが、ニーズとしては高まっているような気はしているので、事例というかコラム的なものかもしれないですけれども、入れたらどうかなというふうに思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。

それでは、一旦ここで区切りまして、今までの部分について農林水産省の方から御回答をいただければと思います。

○広報評価課長 広報評価課長の八百屋でございます。

まず、稲垣委員から御指摘のありましたトピックスをどういったものにするかといったところですが、基本的にはその年度に大きく話題になったというものを取り上げております。

農福連携につきましても今年は推進ビジョンを5年ぶりに改定したといったこととか、ノウフクの日が制定されたこととか、いろいろ話題になったことがございましたので、是非トピックスには挙げたいと思っております。

また、不測時における対策につきましても、昨年度の特集の中でも法案を提出したというところまでしっかり記述しておりますし、今回も本文ではかなり手厚く最新の情報まで含めて書いていければと思っております。

次に、林委員から御指摘のありました食料・農業・農村基本法の改正と白書の変更点については、最も大きいのは「食料・農業・農村の動向」、「講じた施策」、「講じようとする施策」という3つのパートがあったのですけれども、「講じようとする施策」を食農審に諮問、答申をするというところだったところが、今回、基本法の改正により削除されております。

「講じようとする施策」がなくなったといったところが大きいところですし、また、改正食料・農業・農村基本法に沿いまして、特に食料安全保障を中心とした特に章立てにしているというところが大きな変更点と思います。

○中嶋部会長 あとはよろしいですか。

○総括審議官（新事業・食品産業部） 食品産業担当の総括審議官でございます。

赤松委員から特集2の合理的な価格形成のところ、十分配慮しながら記述をという御指摘であります。そこは気を付けたいと思います。私ども現在の価格の上昇というのは、手元にいつているかどうかということも含めた需給情勢によってそういうことが生じているという認識でございますが、この合理的な価格形成というのはむしろコストが割れた形で供給することのないように、そういう意味での持続的な供給という対策でありますので、そういうところはよく理解していただけるように、十分に配慮しながら記述したいと思います。

○農林水産技術会議事務局長 技術総括審議官でございます。

宮島委員から、スマート農業の関係で、自分がやれるような身近に感じられるような事例を挙げてはどうかという話がありましたので、工夫して対応してまいりたいと思います。

○消費・安全局長 消費・安全局長でございます。

大津委員から今、家畜伝染病の記載に関して、非常にドライで、もう少し現場の生産者にとってこういうことをしているんだということもちゃんと伝えるようにというお話でございます。

もちろん一回発生したところに対する経営再開の支援であるとか、正にかからないための様々な対策に対する支援とか、いろいろなサポートとかそういうものがありますので、そういうことも考えながら記述を考えたいというふうに思います。

それと今ほどありました自然的な飼い方、これは必ずしも病気の面から見ると、ウイルス、野鳥との接触を減らす観点から、必ずしもそれが感染を減らす方向なのかどうなのかは分からないので、そういう事実関係とか確認しながらそこは記載は考えなければいけないかなと思っております。

○輸出・国際局長 輸出・国際局長でございます。

大津先生から、輸入額の見方について御質問がございました。農産物は重たいものも軽いものもいろいろあるものですから、やはり足して考えるというときにはやはり額で見ていくのが一般的なことかなと思っております。

近年伸びておりますが、2022年はウクライナ情勢によります穀物価格の高騰、日本は穀物の大輸入国でございますので、大きく出ておりますし、その後のドルベースでは割と横ばいで推移しているところがあるのですが、円安により上がっている効果というのものもあるというふうに見てございます。

○農産局長 農産局ですけれども、宮島委員、赤松委員、いろいろとアドバイスありがとうございます。私ども米、農産物の価格のところだと思いますけれども、受け手といいますか読み手の方々のことをよく考えながら工夫していきたいと思います。

○畜産局長 畜産局ですけれども、先ほどありました平飼いですとか、アニマルウェルフェアの関係なのですが、疾病のところというよりは畜産経営みたいところで、先進的とか特徴的なトピックとかそういう形でフォローするのがいいかなと、今、お話があったのですが、いずれにしても全体構成もありますので、よく検討してまいります。

○経営局長 経営局です。まずは女性のトピックスのところ、非常にネガティブというか課題感もしっかりと書けということについてよく考えたいと思います。一部書いているのは基幹的農業従事者の割合はかなり減っていて、農家にいる女性は農業を手伝うというのは当たり前ではなくなって、いろいろな産業の取り合いになっているという中で、女性が農業をやってもらうようないろいろな環境整備をやらなければいけないとか、まだまだ経営に参画している女性の比率というのは十分伸び切っていないという課題もございますので、そのあたりも本文のときには丁寧に書きたいと思っています。

また、林先生の収益の話がありましたが、我々としては経営体ベースでやっていきたいという考え方はあるんですけれども、基本計画の中でも十分書いたんですけれども、要はBSであるとかPLであるとか、そのあたりの客観性が非常に欠けていて、外の人が見たらこの経営体の業態が本当に収益性を上げているのかどうかということが、まず統一されてないというような課題があって、そういう意味ではそういうところからこういう産業品目とか、こういう地域においては収益性が高いということをしかりと外から見て評価できるようにしていくということが重要だと思って、我々もそういう問題意識を書いていますので、そういった政策を進めていく中で、更に将来的な形でそういった言及をし

ていければなというふうに思っています。

○農村振興局長 農村振興局でございます。

稲垣委員の方から2点、私の方でお答えするのは、1点は57ページ、61ページ、64ページ、それぞれのところで直接支払に関係するところがある、それについては具体的に制度によって支えられているというところをしっかりと書くべきではないかというお話がありました。

今でも多面的機能のところでは日本型直接支払制度ということも言及しておりますし、61ページ、64ページそれぞれ多面的機能支払、中山間地域等直接支払のグラフを載せておりますけれども、読者の方に分かりやすいように、本文に載せるときにまた書き方については工夫をしていきたいというふうに思います。

また、66ページの都市農業のところで、体験農園等についても書くべきではないかというお話だったかと思います。今も概要のところで農業体験などの話も書いておりますけれども、御意見も踏まえながらまた本文を書くときに考えていきたいと思います。

○中嶋部会長 稲垣委員から高齢者の農業活動をどう位置付けるかということについての御意見があったのですが、これは経営局の方からですか。

○経営局長 ちょっとよく考えさせていただきたいと思います。昔の旧基本法ができたときというのは、一定限度たつと高齢者というのは現役を引退して、サポートに回るんだという役割が書かれていたのが、今はもうほとんどできる限り長くやるというような形になっているので、いわゆる一般的な農業者と高齢者をあえて区別するということがどれぐらい必要があるのかというところも我々は思っていますけれども、高齢者が持つ暗黙値、技術の重要性ということについては稲垣委員のおっしゃるとおりだと思いますので、本文を書く中で少し検討させていただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。大体よろしゅうございましょうか。

私が冒頭で余計なことを申し上げたがために、意見を封じてしまったのではないかとやや心配しておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、この枠組につきましては皆様から御同意いただいたのではないかと思います。

トピックスのところと、本文との書き分け部分については少し検討させていただきたいと思いますが、本文の中の記述を充実することできちんとした情報の提供、メッセージの発出というものができるとは思いますので、少しこちらで引き取らせていただければと思います。

それでは、事務局、ただいまいいただいた御意見を踏まえて、白書本体の作成作業を進めるようによろしく願いいたします。

では、本日の議題はここまでとしたいと思います。

最後に、事務局から次回の日程について、説明をお願いいたします。

○大臣官房参事官 基本計画につきましては長期間にわたり御議論を賜りまして誠にありがとうございました。

次回、基本計画の関係につきましては、3月27日木曜日午後、農林水産省講堂におきまして、食料・農業・農村審議会本審、企画部会の合同会議を開催し、答申をいただく予定としてございます。

また、白書につきましては、次回は4月17日木曜日午後、企画部会にて白書本体（案）の審議を予定してございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

改めまして、この基本計画の審議について皆様の御協力に感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会を閉会といたします。

午後3時24分 閉会